

文教大学学友会公認団体学外指導者表彰規程

(目的)

第1条 本規程は、本学の課外活動において、学友会公認団体を永年にわたり指導し、その発展に著しく貢献した学外指導者の表彰を目的とする。

(選考基準)

第2条 表彰の候補者は本学の教職員以外の者で、以下の第1項又は第2項に該当する者であること。

(1) 10年以上、その学友会公認団体を継続して指導にあたっている者

(2) 公の団体主催の広域的な活動、競技会等で、その学友会公認団体が優秀な成績を収め、あるいは社会的な評価を得たとき、指導にあたっている者

(選考手順)

第3条 学友会公認団体の顧問は、上記の選考基準にあてはまる候補者がいる場合、別に定める推薦書を作成し、校舎責任者に選考の申請をする。

2 校舎責任者は校舎学生委員会に図り、候補者を選考し、決定する。

(表彰方法)

第4条 校舎責任者は表彰者へ表彰状及び記念品を授与する。

(改廃)

第5条 本規程の改廃・施行は学生委員会での議を経て行う。

附則

本規程は令和3年4月1日から改正する。

本規程の制定に伴い、「文教大学越谷校舎学友会公認団体学外指導者表彰規程」は廃止する。